

○財務省告示第四百四十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年四月二十八日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	三・二七トン
四	二八、三〇二トン
五	一、五二三トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	
三六四トン	九一七トン	一七、八〇五トン	一一一、七五五トン	一五、三三七トン	一、五六九トン	六六四、九七九トン	一、三三五、四一三トン	五、三九〇、五三三トン	七四、八〇九トン	三、九七一トン	八、八四七トン	四七、二五三トン	一・一三トン	一三・一九トン	一〇トン	

二九	七六〇トン
二八	八トン
二七	一三、五六一トン
二六	五、九六三トン
二五	〇トン
二四	二六トン
二三	六、六〇九トン
二二	四七五トン
二一	二九、九二五トン